

「次世代育成支援対策推進法案」及び「児童福祉法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 仕事と子育ての両立を推進するため、子どもの看護休暇については請求すれば取得できるよう、早急に検討に着手すること。各事業所における子ども看護休暇制度の導入を促進するため、事業主に対する格段の相談・指導・援助に努めること。

二 男性の育児休業取得を促進するため、数値目標の達成に向けた取組みや子どもが生まれたら父親が休暇を取得することを促進するなどの有効な措置を講ずること。

三 仕事と子育ての両立のための雇用環境を整備するために、政府目標である年間総実労働時間千八百時間の実現へ向けて、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となつて労働時間短縮対策を総合的に推進すること。特に、子育て期間における残業時間の縮減に取り組むこと。

四 保育所の待機児童の解消を目指して、保育所等の整備、受入れ児童数の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、夜間保育、障害児保育、病児保育、乳幼児健康支援一時預かり事業、放課後児童クラブなどを少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランに基づき着実に推進すること。

五 現在、縦割り行政の中で機能が分かれている保育所と幼稚園の連携を一層強化し、希望するすべての子どもたちに家庭以外のコミュニティの役割と育児支援の場として機能するようすること。

六 子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。

七 男女労働者がともに職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、ILO第百五十六号条約の趣旨を踏まえ、職場における固定的な役割分担意識や職場優先の企業風土のは正に向けた労使の努力を促すよう努めること。

八 次世代育成支援対策に対処するための施策を総合的に推進するため、各般にわたる制度の充実、必要な予算の確保等に努めること。

次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十五年七月八日

参議院厚生労働委員会

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、行動計画策定指針を定めるに当たっては、地方自治体及び事業主が行動計画を策定しやすいよう配慮すること。また、地方自治体及び事業主が策定する行動計画については、できる限り具体的な目標が設定され、実効ある次世代育成支援対策が行われるよう支援・指導を行うとともに、行動計画の内容の把握に努めること。

二、行動計画の策定が努力義務とされている従業員が三百人以下の中小事業主についても、できる限り行動計画が策定されるよう支援を行うこと。

三、新エンゼルプランが平成十六年度に終了することを踏まえ、各地域における行動計画の内容を十分反映させた新たなプランの策定を検討すること。

四、子育てと仕事の両立を推進するため、子どもの看護休暇については請求すれば取得できるよう、早急に

検討に着手すること。また、各事業所における子ども看護休暇制度の導入を促進するため、事業主に対する相談・指導・援助に努めること。

五、地域における小児科医療の重要性にかんがみ、小児科専門医の確保に努めるとともに、小児救急医療の充実に向けた取組を一層強化すること。

六、男性の育児休業取得を促進するため、数値目標の達成に向けた取組や子どもが生まれたら父親が休暇を取得することを促進するなどの有効な措置を講ずること。

七、子育てと仕事の両立のための雇用環境を整備するために、政府目標である年間総実労働時間千八百時間の実現に向けて、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となつて労働時間短縮対策を総合的に推進すること。特に、子育て期間における残業時間の縮減に取り組むこと。

八、労働者が男女を問わず、ともに家庭生活と職業生活を両立できるようにするため、労使双方に対し、職場における固定的な役割分担意識や職場優先の企業風土の是正に向けた努力を促すこと。また、ILO第百五十六号条約の趣旨を踏まえ、家族的責任を有する労働者が、差別を受けることなく、できる限り家族的責任と職業上の責任を両立できるよう必要な措置を講ずること。

九、今回の児童福祉法の改正において子育て支援事業が法定化されたことに伴い、市町村における子育て支援サービスをより充実させるため、必要な予算の確保に努めること。

十、現在、縦割り行政の中で機能が分かれている保育所と幼稚園の連携を一層強化し、希望するすべての子どもたちに対し必要なサービスを提供できるよう努めること。

十一、子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。

十二、保育所の待機児童の解消を目指して、保育所等の整備、受入れ児童数の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、夜間保育、障害児保育、病児保育、乳幼児健康支援一時預かり事業、放課後児童クラブ等の少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランに掲げられた各事業を着実に推進すること。  
右決議する。

## 次世代育成支援対策推進法施行令案要綱

- 一 次世代育成支援対策推進法の特定事業主行動計画を策定することとなる国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員を各議院事務局の事務総長、内閣総理大臣、最高裁判所事務総長、地方公共団体の教育委員会等とし、それぞれ規定する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとすること。
- 二 一に規定するもののほか、次世代育成支援対策推進法の特定事業主行動計画を策定することとなる地方公共団体の機関、その長又はその職員を当該地方公共団体の規則で定めるものとし、それぞれ当該地方公共団体の規則で定める職員についての特定事業主行動計画を策定するものとすること。
- 三 この政令は、平成十七年四月一日から施行すること。

次世代育成支援対策推進法施行令

内閣は、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

1 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第十九条第一項の国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

各議院事務局の事務総長	各議院事務局の職員
各議院法制局の法制局長	各議院法制局の職員
国立国会図書館長	国立国会図書館の職員
裁判官弾劾裁判所事務局の事務局長	裁判官弾劾裁判所事務局の職員
裁判官訴追委員会事務局の事務局長	裁判官訴追委員会事務局の職員
内閣総理大臣	内閣官房及び内閣府本府の職員

		内閣法制局長官	各省大臣	各省の職員（中央労働委員会及び船員労働委員会以外の各外局の職員を除く。）
		会計検査院長	人事院総裁	会計検査院の職員
		宮内庁長官	宮内庁の職員	人事院の職員
		国家公安委員会、中央労働委員会、船員労働委員会及び海難審判庁以外の各外局の長	国家公安委員会、中央労働委員会、船員労働委員会及び海難審判庁以外の各外局の職員（防衛施設	国家公安委員会、中央労働委員会、船員労働委員会及び海難審判庁以外の各外局の職員（防衛施設
		警察庁長官	警察庁の職員	原子力安全・保安院の職員
		高等海難審判庁長官	海難審判庁の職員	防衛施設庁の職員
		防衛施設庁長官	防衛施設庁の職員	原子力安全・保安院の職員
		原子力安全・保安院長		

最高裁判所事務総長

地方公共団体の教育委員会

裁判所の職員

地方公共団体の教育委員会が任命する職員（都道府県の教育委員会については地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員（以下この欄において「県費負担教職員」という。）を除き、市町村の教育委員会については県費負担教職員を含む。）

警視総監又は道府県警察本部長

都道府県警察の職員

2 前項に規定するもののほか、法第十九条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるものは、当該地方公共団体の規則で定めるものとし、それぞれ当該地方公共団体の規則で定める職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

## 理 由

次世代育成支援対策推進法の一部の施行に伴い、特定事業主行動計画を策定する国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員等について定める必要があるからである。

厚生労働省雇児発第0808001号  
平成15年8月8日

都道府県知事殿  
(人事担当課、市町村担当課及び区政課扱い)  
指定都巿市長殿  
(人事担当課扱い)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

#### 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画について

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）が平成15年7月16日に、次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号。以下「令」という。）が平成15年8月8日にそれぞれ公布され、次世代育成支援対策推進法のうち特定事業主行動計画部分が平成17年4月1日から施行されることとなりました。

つきましては、特定事業主行動計画に関し、当面必要な事項について、下記のとおり通知します。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

#### 第1 法の目的について（法第1条関係）

我が国における急速な少子化の進行等にかんがみ、次世代育成支援対策

に関し、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定等を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速にかつ重点的に推進し、もって次の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とされている。

## 第2 行動計画策定指針について（法第7条関係）

- (1) 主務大臣は、基本理念にのっとり、市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならないとされている。
- (2) この行動計画策定指針については、今月中に告示することとしており、告示後、速やかに通知することとする。

## 第3 特定事業主行動計画について（法第19条関係）

- (1) 国及び地方公共団体の機関等で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定するものとされている。
- (2) 特定事業主行動計画においては、計画期間、達成しようとする目標及び次世代育成支援対策の内容等を定めるものとされている。
- (3) 特定事業主は、特定事業行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならないこととされている。

## 第4 特定事業主について（令関係）

特定事業主は、国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものとされており、令においては、

- (1) 地方公共団体の機関のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び警察法（昭和29年法律第162号）により職種に応じた特別な身分取扱いに関する制度が定められている教育関係職員及び警察職員については、その特殊性にかんがみ、特定事業主は以下の表のとおりとされている。

地方公共団体の教育委員会	地方公共団体の教育委員会が任命する職員（都道府県の教育委員会については地方教育行政の組織及
--------------	---

	び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員（以下この欄において「県費負担教職員」という。）を除き、市町村の教育委員会については県費負担教職員を含む。）
警視総監及び道府県警察本部長	都道府県警察の職員 <sup>注)</sup>

注) 警察法第56条第1項に規定する「地方警務官」を含むものである。

(2) (1)に規定するもののほか、法の特定事業主行動計画を策定することとなる地方公共団体の機関、その長又は職員を当該地方公共団体の規則で定めるものとし、それぞれ当該地方公共団体の規則で定める職員についての特定事業主行動計画を策定するものとされている。

この地方公共団体の規則について所要の措置を講じられるに当たっては、別添「次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則(例)」を参考とされるようお願いする。

なお、「次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則(例)」においては、特定事業主行動計画が、育児休業の承認や官署を異にする異動の場合の人事上の配慮といった任命権に関わることや、超過勤務の縮減といった服務上の配慮といった服務監督に関わることを盛り込むこととされているため、特定事業主は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第6条において任命権者とされている者とし、任命権者がその任命する職員についての特定事業主行動計画を策定することとしているものである。

また、法、令及び規則においては、それぞれの特定事業主が特定事業主行動計画を策定することを規定しているものであることから、それぞれ各地方公共団体の実情に応じて、連名で特定事業主行動計画を策定することは、差し支えないものである。

## 第5 その他

- (1) 特定事業主行動計画については、別紙のとおり、特定事業主行動計画関係省庁等研究会を開催し、検討を進めているところであり、年末を目途に、モデル計画を含む報告書をとりまとめることとしており、その際には、速やかに通知することとする。
- (2) なお、同研究会の報告書をとりまとめ後に、厚生労働省において都

道府県の人事課等を対象とした説明会等を開催することを予定しており、その詳細が決定次第、改めて通知することとする。